

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	国民健康保険法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中富良野町は、国民健康保険法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

中富良野町長

公表日

平成29年9月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険法に関する事務
②事務の概要	<p>本事務は国民健康保険法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①被保険者の資格に関する事務 ②関係証の交付に関する事務 ③保険給付の支給に関する事務 ④保険税の賦課・徴収に関する事務</p> <p>・被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。</p> <p>番号法の別表第二を基に中富良野町は国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>
③システムの名称	<p>国民健康保険システム、宛名管理システム、資格管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。)</p> <p>*国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>

2. 特定個人情報ファイル名

国民健康保険税システム、収納管理システム、統合宛名ファイル、国保資格ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の30の項 番号法第9条第2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 (別表第二における情報提供の根拠) ・1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120 (別表第二における情報照会の根拠) ・42,43,44,45

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	税務住民課
②所属長	税務住民課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	中富良野町総務課 〒071-0795 北海道空知郡中富良野町本町9番1号 TEL:0167-44-2122
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	中富良野町総務課 〒071-0795 北海道空知郡中富良野町本町9番1号 TEL:0167-44-2122
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年7月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年7月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月29日	I-1-②事務の概要	<p>国民健康保険法に基づき、被用者保険の適用者以外の町内に住所を有する者すべてを被保険者として、その疾病、負傷、出産又は死亡に關して必要な給付を行っている。また、国民健康保険事業に要する費用(後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、世帯主から保険料を徴収している。</p> <p>国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申請出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等の各種証明書の交付・再交付・返還受理 ③保険給付の支給 ④保険医療機関等への一部負担金に係る措置 ⑤保険給付の一時差止め <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	<p>本事務は国民健康保険法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①被保険者の資格に関する事務 ②関係証の交付に関する事務 ③保険給付の支給に関する事務 ④保険料の賦課・徴収に関する事務 <p>・被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国民健康保険システムと連携する。</p> <p>番号法の別表第二を基に中富良野町は国民健康保険に關する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>	事前	国民健康保険制度改正に伴う変更
平成29年8月29日	I-1-③システムの名称	国民健康保険税システム 収納管理システム 統合宛名ファイル	国民健康保険システム、宛名管理システム、資格管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)という。) *国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	事前	国民健康保険制度改正に伴う変更
平成29年8月29日	I-2特定個人情報ファイル名	国民健康保険税システム 収納管理システム 統合宛名ファイル	国民健康保険税システム 収納管理システム 統合宛名ファイル 国保資格ファイル	事前	国民健康保険制度改正に伴う変更

